

羽生市週休2日制モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手の確保及び育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善、休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者を始めとする担い手の確保につながるためにも必要不可欠である。

本要領は、将来にわたる週休2日の定着に向けて、羽生市が発注する建設工事において、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要となる事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 モデル工事における「週休2日」とは、契約工期のうちの対象期間において、現場閉所率（現場閉所日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定した率をいう。以下同じ。）を28.5%（4週8休）以上にすることをいう。

2 現場閉所率の算定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象期間 契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの期間をいう。

(2) 現場施工着手日 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。

(3) 現場閉所 対象期間中に、1日を通じて現場が閉所された状態（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合を含む。）をいう。

(4) 現場閉所日 対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日（原則として土曜日及び日曜日とする。以下同じ。）であって、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものをいう。ただし、現場の特性等により、これらの日を現場閉所日とすることが適さない場合は、別の曜日を選定し、又は祝日に充てることができる。

3 対象期間中に、年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間又は発注者があらかじめ対象外とする期間がある場合は、これらの期間を当該対象期間に含める。この場合において、これらの期間中の週休日は、現場閉所日とする。

4 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所日に含めることができるものとし、受注者は、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定等を監督員に報告するものとする。

5 地域住民への対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所日に作業をする必要が生じる場合には、原則として当該作業をする日の前後7日以内に振替の現場閉所日を設定するものとする。

(対象となる工事)

第3条 モデル工事の対象となる工事は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 竣工時期又は現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(3) 単価契約方式による工事

(4) 対象期間が1週間未満の工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注方式は、発注者指定型とする。

- 2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、前項に規定する発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期を設定するに当たり、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付けに要する期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

- 2 発注者及び受注者は、契約工期の変更理由が、次の各号のいずれかの事由(受注者の責によらないものに限る。)により契約工期の変更の必要があるときは、協議の上、適切に行うものとする。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事の全部を中止し、又は一部を中止することにより、全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材又は労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

(経費の補正)

第6条 発注者は、経費の補正を行うときは、当初の設計金額について、次の表に掲げる経費に対応する補正係数を乗じて算出された金額の補正を行うものとする。

経費	補正係数
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

備考 28.5%(4週8休)以上の場合に適用する。

- 2 発注者は、モデル工事の施工後に現場閉所の達成状況を確認し、現場閉所率が28.5%(4週8休)に満たない場合は、請負代金額から前項の規定により算出した補正の金額を減額して契約変更を行う。

(実施方法)

第7条 発注者は、入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示するものとする。

- 2 現場施工着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 受注者は、現場施工着手日から28日間の休日取得計画書(様式1)を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- (3) 受注者は、対象期間中、モデル工事であることをPRするための掲示図(様式3)を工事現場に設置する。

- 3 対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、前回提出した休日取得計画書の28日目に当たる日の翌日から28日間の休日取得計画書(様式1)を当該翌日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。この場合において、確認を受けるべき期間が28日間に満たない場合は7日間ごとに確認を受け、7日間に満たない場合は対象期間から除く。
- (2) 受注者は、前項第2号又は前号の規定により確認を受けた期間の終了後、休日取得実績書(様式2)をその終了した日以後7日以内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
- (3) 受注者は、天候の影響、地域住民への対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認

を受ける。ただし、天候の急変、緊急工事等急を要する場合は、後日提出する。

(4) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等に対し迅速に対応する。

(5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場施工完了時には、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場施工完了日以後3日以内に、対象期間全ての休日取得実績書(様式2)及び休日取得実績書【集計表(様式2-2)】を提出し、及び作業日報、出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休2日の実施に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。

(工事成績評価における評価)

第8条 発注者は、工事成績評価において、次の表のとおり加点を行う。

現場閉所の達成状況	発注者指定型
4週8休以上(現場閉所率が28.5%以上)	2点

備考

1 加点は、評価項目「創意工夫」で行う。

2 工事成績評価の加点は、発注者指定型に規定する点数に0.4を乗じた点数を加算した点数とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

(入札公告及び特記仕様書への羽生市週休 2 日制モデル工事である旨の明示)

<入札公告>

本工事は、羽生市週休 2 日制モデル工事試行要領の対象工事である。

<特記仕様書>

本工事は、羽生市週休 2 日制モデル工事試行要領の対象工事である。